

令和6年度 事業計画と収支予算 P.2

新潟県教職員年金制度の改訂
厚生財団 事業案内 P.3

災害見舞金の贈与
払込金・残高明細書について P.4

佐渡島の金山シリーズ P.6

新潟県の文化財シリーズ

奈良東大寺の正倉院に宝物として納められた麻布(越布)に、「越後国…庸布…天平勝宝5年…」と墨書きされています。そのことから、文化庁が1200年以上前の奈良時代から織られていたと断定しました。昭和30年に国の重要無形文化財(第一号)に指定され、平成21年には、ユネスコから無形文化遺産の登録を受けました。写真は、「雪晒し」です。雪に太陽が当たるとオゾンが発生し、更に太陽が当たるとオゾンが酸素に分解されます。その時に漂白作用が働きます。雪国の春の風物詩です。



■ 越後上布 雪晒し
国指定重要無形文化財
ユネスコ無形文化遺産登録

写真提供・文 塩沢つむぎ記念館 館長 南雲 正則 様
南魚沼支部長 南魚沼市立六日町中学校長 小宮山 仁 様



財団事業で『幸せを ゲッツ!』 理事長 猪股 博 英

令和6年能登半島地震で被災された団員の皆様、ならびにご家族の皆様に、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧をお祈りいたします。

令和6年度がスタートしました。今年度も当財団役職員一同、「入団してよかった!助かった!」を多くの団員の皆様に実感していただけることを願い、様々な事業を推進して参ります。引き続き、当財団へのご理解とご協力をお願いいたします。

さて、今お読みいただいている財団の広報紙『厚生財団』ですが、年3回(4月、7月、1月)発行いたします。編集担当スタッフが、教職員の皆様にこれだけはお知らせしたいという情報を、タイムリーに、わかりやすくお伝えできるように心がけて編集しております。

今回は令和6年度事業計画を掲載いたしました。「車を買いたい、生活資金がすぐに必要だ…」そんな時は…

2年前に、各種資金(生活、自動車、結婚、入学、学資、住宅・宅地、災害)の貸付利率を1.2%~1.5%から一律『0.9%』に引き下げました。当財団のモットーは『手続き簡単、随時受付、そして翌日送金』です。『貸付利率0.9%』となり、更に利用しやすくなった財団貸付事業を是非ご活用ください!

ところで団員の皆様、贈与事業への申請忘れはありませんか?

特別厚生費(結婚祝金、出生祝金、就学祝金、病気見舞金、災害見舞金、香げ料)や人間ドック、指定オプション種目の受診料補助等、申請をお忘れの方、いらっしゃいませんか?不明な点がございましたら、当財団へお問い合わせください。

では、これからもカラー版の広報紙『厚生財団』でホットな情報を発信して参ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和6年度 事業計画と収支予算

去る2月8日に「令和5年度 第3回理事会」が開催され、令和6年度の事業計画および収支予算が慎重審議の結果、議決されましたのでお知らせいたします。

令和6年度の課題として、①新採用教職員の早期入団促進、②貸付事業の利用増、③安定した資産運用、④関係機関との一層の連携の4点を重点に事業を推進いたします。

1. 具体的な施策

- ① 4・5月を「入団促進強調月間（入団率目標50%）」として、新採用教職員に早期入団を働きかけます。そのために、前年度2月中に入団案内等を送付し、将来に生きる財団利用のメリットが、しっかりと伝わるよう具体的に紹介します。併せて、入団には先輩方の助言が非常に有効であることから、校長会訪問等の場を大切にし、校長や事務職員の皆様から多くの支援が得られるよう丁寧で誠実な説明を心がけ、新採用者年間入団率90%を目指します。さらに、採用2年目の未入団者へも入団案内等を送付し、早期入団の働きかけを継続していきます。
- ② 今年度も財団の貸付事業のよさを周知し、利用してもらい、団員の生活を支援できるように努めます。前年度に利用が伸びたことを踏まえ、今年度も全ての貸付利率を0.9%に設定します。校長会訪問等、直接PRできる機会では、工夫した資料を用意し、一層分かりやすい説明に努めます。「手続きが簡単・随時受付・翌日送金」という財団のモットーを強調し、広報「厚生財団」やHPを利用してよさを周知します。

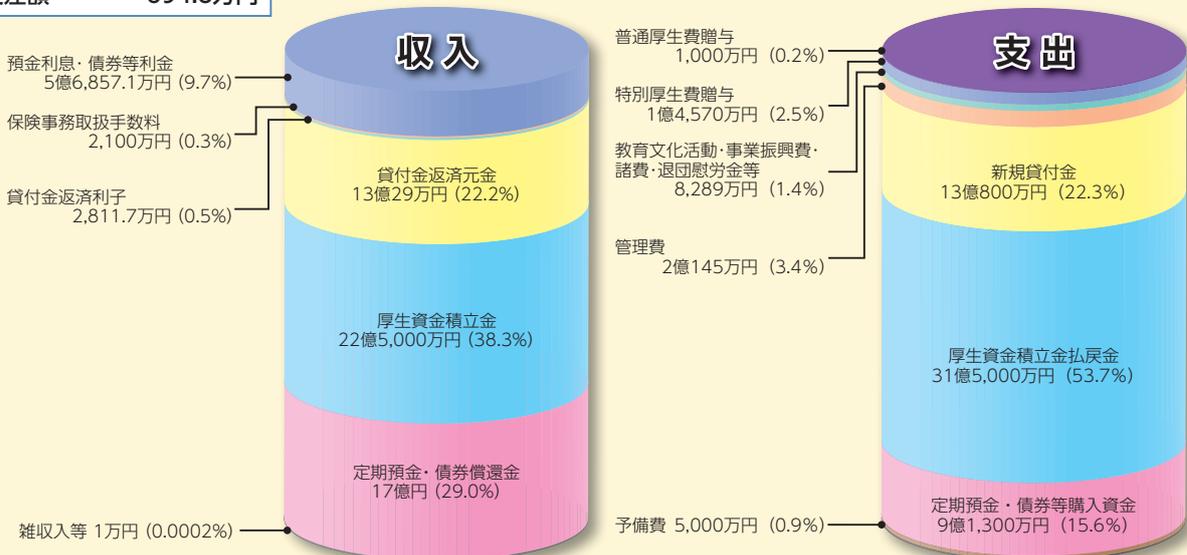
- ③ 団員の皆様からの積立金を資産運用し、得た収益を福利厚生事業の充実に活用します。そのために、運用会議を充実させ、慎重に吟味して有効な債権購入を実施します。また、財団の資産運用取扱要綱を厳守しながら、満期保有、固定金利債権優先を基本として運用収益の安定確保を目指します。さらに将来を見据え、償還年限のバランスを考慮した資産運用に努めます。
- ④ 財団の福利厚生のよさを広く教職員の皆様に周知し、財団を利用してもらうことを目指します。そのために、今年度も関係団体との連絡会、支部長会等で連携を一層深めます。各会合では、分かりやすい資料で財団のメリットを丁寧にかつ積極的に発信し、福利事業への理解を深めていただくよう取り組みます。さらに、会合で得た団員のニーズや思いを福利事業に反映し、活かしていくように努めます。

2. 中・長期的な展望

- ① 社会の変化に即応した事業の見直し
- ② 自然災害等、非常時の団員支援に向けた財源確保

◆◆◆ 令和6年度予算 収支グラフ ◆◆◆

収入総額 58億6,798.8万円
 支出総額 58億6,104 万円
 収支差額 694.8万円



「新潟県教職員年金制度」の改訂

令和6年度より、定年延長に対応して当制度を以下のように改訂いたしました。

- ◎掛金払込完了年齢を将来的に見据えて**満65歳**へ引き上げ
- ◎加入資格を**満60歳未満**へ引き上げ
- ◎払込完了前に脱退したときの年金受取方法の緩和

また、当制度の加入者が60歳を迎えられた際は、引受保険会社である大樹生命より、今後の継続について説明のため連絡があります。

改定日 **令和6年4月1日** 令和5年度末で60歳（昭和39年4月1日以前生まれ）になる方は現行制度によります。

	現行	改訂後
加入資格※1	満18歳以上満55歳未満の方	満18歳以上 満60歳未満 の方
掛金払込完了年齢※2	満60歳	満65歳
年金	(年金開始期日) 満60歳に達した直後の翌月1日	(年金開始期日) 満65歳 に達した直後の翌月1日
退職の場合の取扱 (継続団員に加入した場合)	継続団員に加入した方で60歳未満の方は60歳まで継続できます。 (賞与払の取扱いはできません。)	継続団員に加入した方で 65歳未満 の方は 65歳 まで継続できます。 (賞与払の取扱いはできません。)

※1掛金払込完了年齢までの期間が10年未満の方は、旧個人年金保険料控除の適用は受けられません。

※2給料からの控除は誕生月の前月までとなります。

60歳以降に脱退される方は、満期時または期中でも年金受取・一時金受取の取扱いができます。

令和6年度 事業案内

各種利率一覧

普通厚生費贈与率、貸付利率ともに据え置きます。なお、令和5年度分の普通厚生費は年度末に積立金残高へ繰り入れました。繰入額は4月分の「払込金・残高明細書」にてご確認ください。

普通厚生費				年0.03%
一般資金貸付金	生活	自動車	結婚	年0.9%
	入学	学資	災害	
住宅・宅地資金貸付金				年0.9%

「退職を祝う会」・「継続団員連絡会」の開催

令和6年度「退職を祝う会」および「継続団員連絡会」を下記の日程で開催します。皆様のご参加をお待ちしております。ご案内はそれぞれ5月、7月頃に送付いたします。

地区	退職を祝う会		継続団員連絡会	
	開催日	会場	開催日	会場
上越	6月5日(水)	ホテルハイマート	9月3日(火)	ホテルハイマート
中越	6月12日(水)	ホテルニューオータニ長岡	9月12日(木)	ホテルニューオータニ長岡
下越	6月27日(木)	ホテルイタリア軒	9月18日(水)	ANAクラウンプラザホテル新潟
佐渡	—	—	9月25日(水)	八幡館

事業案内 災害見舞金の贈与

団員が地震等の災害によって、居宅に損害を受けたときには災害見舞金を贈与します。贈与金額は、下記の判定基準により決定します。事由発生日（被災日）から3年以内にご請求ください。

なお、見舞金の対象となる居宅とは所有権の有無にかかわらず、現に生活の根拠地として団員が居住する建造物（自宅、公営住宅、公務員宿舎、借家、借間等）です。別棟の離れ家、物置、車庫・カーポート等、家財や宅地の損害は該当しません。

- 提出書類 ■
- ・災害見舞金請求書
 - ・被災または罹災証明書(写し)【必要に応じて被災場所の写真等】

災害見舞金判定基準	判定	居宅の損害程度			災害見舞金額	
		火災	水害	地震	自家	借家・借間
①	全壊（全焼）	全壊（流失）	全壊	30万円	15万円	
②	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊	20万円	10万円	
③	半壊	床上浸水	半壊	10万円	5万円	
④	一部損壊	床下浸水	一部損壊	5万円	3万円	
⑤		風雪害等			2万円	1万円

災害資金貸付金について

災害見舞金の贈与を受けた現職団員が、災害復興のために資金を必要とする場合には災害資金貸付金を利用することができます。

- 貸付利率 年0.9% 貸付限度額 300万円 申込期限 事由発生日(被災日)から1年以内
 提出書類 ・災害資金借用証書 ・一般資金貸付借受申込書

詳細や不明な点は、厚生財団までお問合せください。

払込金・残高明細書を送付しました

4月分に限り全団員へ送付しています。この機会に積立金残高等の確認をお願いします。

普通厚生費を贈与しました

令和5年度分の普通厚生費（年0.03%相当）を年度末に積立金残高へ繰り入れました。繰入額については払込金・残高明細書にてご確認ください。

積立月額を3月分から変更しました

- 3月の請求分より、積立金明細書にてご報告いただいた積立月額へ変更しました。
- ・記入間違いや給料月額から算定する規定額への修正等で、変更を希望しない団員も積立月額が変わる場合があります。
 - ・積立月額は、規定額以上の金額であればいつでも（翌月請求分から）変更することができます。変更を希望する団員は電話連絡にてお知らせください。

所属所や住所をご確認ください

所属異動や住所変更などで団員情報が正しく出力されていない場合は、ご連絡をお願いいたします。

特別厚生費の贈与

厚生財団は様々なお祝い金やお見舞い金を贈与しています。例えば、以下のように贈与を受けられます。

団員が結婚したとき

結婚祝金 5万円

子どもが生まれたとき

出生祝金 2万円

子どもが小学校に入学したとき

就学祝金 2万円

入団前の事由は対象になりません。また、入団から6か月経過していない団員は、贈与金額が半額になります。

いずれも、事由発生から3年間請求が可能です。その他の特別厚生費など、詳細は厚生財団ホームページの事業案内をご覧ください。

事務局から

人間ドック等受診料補助について

今年度分の人間ドック等受診料補助の申請受付が始まりました。受診料補助要項は、厚生財団ホームページの書式集からダウンロード・印刷してご利用ください。

なお、継続団員には本紙と一緒にご自宅へ送付いたしました。

特別厚生費の送金事務について

年度初めは、就学祝金などの請求が集中するため、特別厚生費の送金事務に遅れが生じる場合があります。ご不便をおかけいたしますが、予めご了承ください。

積立金や貸付金の残高確認は団員マイページで

「払込残高明細書」で払込金・残高の確認

「Web申請書」で書類の取得

ホームページからアクセス！ ログインID・パスワードをお忘れの場合はご連絡ください。

新潟県教職員厚生財団

検索



～おかげ様で、今年90周年～

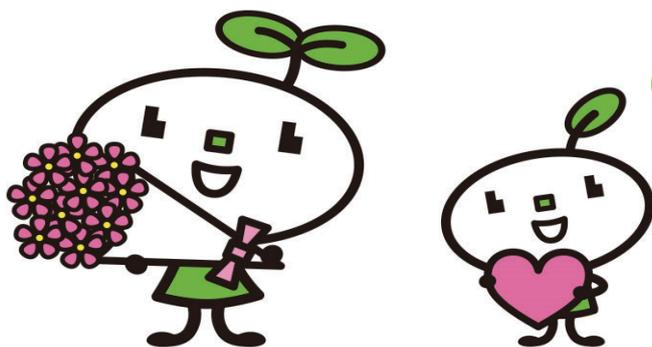
BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ

新潟県教職員厚生財団の前身組織である新潟県小学校教員互助会にて、昭和9年より大樹生命（旧三井生命）の団体扱の取り扱いを開始し、今年でいよいよ90周年を迎えました。

団体扱生命保険を取り扱えるのは、大樹生命だけです。

メリット

- その① 月払契約の場合、一般扱（口座振替扱月払等）でご契約いただくよりも**保険料が割安**になります。
- その② 保険料は給与天引にてお支払いいただき、**年末調整（生命保険料控除）のお手続きが便利**になります。
- その③ 大樹生命からの団体扱手数料は財団運営に活用されています。



K-2024-1005(2024.4)

団体扱で保険料が割安になります

大樹生命がご案内いたします

大樹生命保険株式会社
新潟支社
〒950-0087
新潟市中央区東大通1-3-10
大樹生命新潟ビル6F
TEL 025-243-6877

第4回

鉱山町相川

佐渡を世界遺産にする会

道遊の割戸 (青柳の割戸)



◆上相川の鉱山集落

慶長の初め、相川金銀山開発の拠点となったのは、道遊の割戸に近い山中の上相川で、斜面を造成して大規模な鉱山集落が形成された。道路沿いに階段状の短冊形地割を配し、側面を石積みで補強して住居や選鉱・製錬を行う小屋が建てられた。『佐渡四民風俗』に載る承応元年(1652)の記録によれば、上相川には22の町に513軒の家があり、山の神を祀る大山祇神社やたくさんの寺院もあった。町名をみると、相川という地名のもとになった「相川町」、百姓の「田町」、鉱山にかかわる職人たちの「鍛冶町」・「床屋町」、山師の名前が付いた「弥左衛門町」・「九郎左衛門町」などのほか、「番屋町」、「茶屋町」などがある。

金銀山開発以前の相川は、羽田村に百姓家が十数軒あるだけの寒村であった。『佐渡古実略記』の慶長5年(1600)の記事に「佐州海府之内羽田村金山町登記」とあり、羽田村に属していた鉱山集落がこの年に「金山町」として独立したことがわかる。金銀山の発見と同時に、全国から大ぜいの人が相川に押し寄せたのである。



上相川遺跡 (写真提供: 佐渡市)

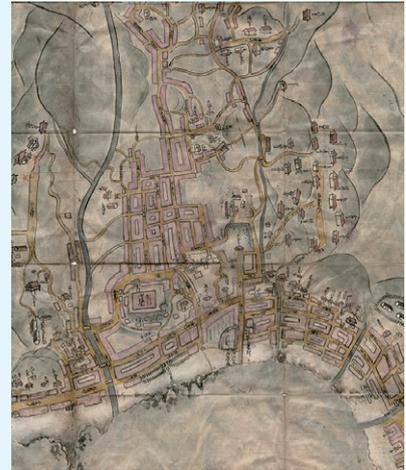
◆大久保長安による鉱山町の町立て

金銀山の開発が始まり、佐渡は徳川幕府の直轄地とされ、慶長8年に大久保長安が佐渡代官に任命された。長安は家臣を早速佐渡に派遣して、鉱山の経営を中心とする機能的な町づくりに着手した。まず、鶴子にあった陣屋を相川の海辺の台地先端に移し、そこから鉱山の間の山番所まで直線道路を引き、その両側に町立てを行った。また、海岸に港をつくり、番所を置いてさまざまな物資の搬入に備えた。

相川の町は、鉱山に続く台地上の上町地区と海岸沿いに広がる下町地区に分けられる。上町地区には、陣屋(のちの奉行所)を基点に役人の住む広間町、米屋町・味噌屋町・八百屋町・四十物町・京町(呉服)などそれぞれの品物を専売する商人の町が置かれ、鉱山に近い場所には山師や買石(製錬業者)が住む町(それぞれの人

名が付いている)、金穿りが集住する大工町などが配置された。一方、下町地区にも、大間町の港を中心に材木町・板町・柴町・紙屋町・炭屋町・塩屋町などそれぞれの品物を扱う商人の町が置かれた。長安はまた、金銀や物資の輸送、人の往来のために街道を整備した。

こうして、相川は鉱山町として栄え、慶長から寛永にかけての最盛期には、およそ5万人もの人びとが住んでいた。



「相川町絵図(部分)」(佐渡市所蔵) (写真提供: 佐渡市)

◆鉱山町相川の変遷

相川に、文政9年(1826)に作成された「相川町町墨引」という1冊の台帳が残されている。各町ごとに家並みを略図で示し、各戸の居住者(世帯主)の名前と職業が記入されている。上相川から海岸沿いの下戸町まで65の町に2,720軒の家がある。文政期ともなると、慶長の町立ての頃とは違い、町名とそこに住む人びとの由緒や職業には全く関係がなくなっている。各戸を職業別に集計すると、165の職業が数えられる。やはり鉱山にかかわる職業の家が576と圧倒的に多い。奉行所の役人の家が212ある。各種の商人・職人、料理屋・湯屋・旅人宿などのサービス業、医師や髪結など、多種多様な職業がみられる。注目されるのは、女世帯の家が310もあることである。鉱夫の短命ゆえであろうか。その職業は針仕事師や出入奉公のほか、選鉱や製錬など鉱山にかかわる技術職もある。鉱山町は女性が自立して生きることのできる町でもあった。また、相川には他と比べて寺の数が多い。金銀山を目当てに故郷を離れて移住してきた人びとにとって、寺は先祖を供養し、同郷の人と交わることのできる心のよりどころであった。

日本有数の鉱山町として全国に名をはせた相川は、金銀山の盛衰とともに姿を変えながらも、その歴史を今に伝えている。

(本間滯子)